

保護者様

墨田区立第三寺島幼稚園
園長 関口 亮治

「風水害」に対するガイドラインについて

日頃より本園の教育活動に御理解と御協力をいただきましてありがとうございます。
墨田区教育委員会では、昨今の気象状況等を踏まえ、従来からの台風接近時に加え、豪雨、大雪等、「風水害」に対するガイドラインを新たに作成しました。これに基づき、本園においても以下のとおり、子供たちの安全を確保するための安全対策を策定しております。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

墨田区に「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」、「大雨警報」、「洪水警報」のいずれかが発令された場合

(1) 登園前に発令された場合

①午前7時までに解除された場合

平常保育を原則とし、午後までの保育を実施する。

②午前7時までに解除されなかった場合

臨時休業とする。

(2) 登園後に発令された場合

幼稚園については、状況を判断して、「降園時刻前に」又は「一時待機」してから、保護者の引き取りによる降園とする。

※「大雪警報」については、登降園、教職員の出退勤に支障が生じる可能性を教育委員会で判断し、対応する。

※「各種注意報」発令の段階では、原則平常保育とする。

(3) 災害対策本部からの指令により、学校が避難所となった場合

①午前7時までに解除された場合

教室環境を復旧後、可能であるならば、登園時刻を遅らせて、午前中のみ保育を実施する。

②午前7時までに解除されなかった場合

臨時休業とする。

※ 臨時休業の決定については、区や園のホームページに掲載、またはコドモン等により園から保護者に連絡をします。

※ 本対応は区のガイドラインをもとに作成していますが、あくまでひとつの基準を示したものです。各御家庭の状況や通園途中の状況により、遅れることや欠席される判断をとっていただいて構いません。安全第一で対応をお願いします。